

命 令 書

申立人 八幡筑紫女子学園成美高等学校教職員組合

被申立人 学校法人 八幡筑紫女子学園

主 文

- 1 被申立人学校法人八幡筑紫女子学園は、A 1 及びA 2 に対する昭和53年3月4日の退職勧告を取り消し、他の専任教職員と同一に取り扱わなければならない。
- 2 被申立人学校法人八幡筑紫女子学園理事長B 1 は、申立人八幡筑紫女子学園成美高等学校教職員組合の組合員に対し組合脱退を懲憑するなどの方法により申立人組合の運営に介入してはならない。
- 3 その余の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人等

申立人八幡筑紫女子学園成美高等学校教職員組合（以下「組合」という。）は、学校法人八幡筑紫女子学園成美高等学校に勤務する職員によって組織される労働組合で、昭和48年12月結成され、同49年12月上旬部団体である福岡県私立学校教職員組合連合（以下「私教連」という。）に加入した。結成時の組合員数は15名で、昭和52年12月頃までは8名であったが、申立時は組合長A 1（以下「A 1」という。）及び書記長A 2（以下「A 2」という。）の2名である。

A 1 は、昭和41年4月被申立人に教職員として採用され、同53年3月までの間、数学科、社会科を担当し、学級担任、学年主任、教務部長を務めたほか、各種のクラブ活動の指導にあたった。組合が結成されて以来、組合長に選出され、一時期を除いて現在も組合長である。

A 2 は、昭和44年4月被申立人に教職員として採用され、同53年3月までの間、英語科を担当し、学級担任のほか同和教育推進委員を務め、また、各種のクラブ活動の指導にあたった。組合が結成されて以来、副組合長に選出され、その後同52年3月書記長に選出されて現在に至っている。

(2) 被申立人

被申立人学校法人八幡筑紫女子学園（以下「被申立人」という。）は、理事長B 1（以下「理事長」という。）が、昭和24年に開校した筑紫洋裁女学院を前身とし、昭和28年に学校法人八幡筑紫女子学園を設立し、同38年高等学校設置の認可を得て、同39年成美高等学校（以下「学校」という。）を開校し、肩書地（編注、福岡県北九州市）において被服科及び普通科を設置し、同41年商業科を増設したが、後述の理由により同53年4月から普通科及び商業科の生徒募集を停止した。同校の校長は、理事長が兼務し、職員数は非常勤講師も含め約25名、生徒数は約300名である。

2 組合結成から昭和52年3月頃までの経過

- (1) 昭和48年12月組合が結成され、A 1及びA 2が組合長及び副組合長にそれぞれ選出され、組合の指導にあたった。

組合と被申立人との間には、昭和49年頃からしだいに対立状態が生じ始めたが、同50年2月頃までは団体交渉も比較的穏やかで、交渉人員（6～7名）や交渉時間（約2時間）に関する両者間のルールは守られていた。
- (2) 被申立人における昭和49年度当時の賃金は、私教連北九州支部加盟単組10校中最下位と著しく低い状態であったため、組合は昭和50年春闘で賃金の大幅引上げを要求し、団体交渉も深夜、長時間に及ぶこともあり、また多数のオルグも同席するなどその雰囲気も厳しい対立を呈し始めた。
- (3) 組合は、結成直後から学校に対し組合事務所と組合掲示板を要求していたが、受け入れられないため、昭和50年5月初め頃から学校の会議室の半分を組合事務所として使用していたところ、同月20日被申立人は、小倉簡易裁判所に上記会議室無断使用禁止の仮処分申請をし、これを認容する決定があった。
- (4) 上記仮処分申請を知った組合は、同月24日当時の労務担当総務B 2を組合員がとり囲み、このことについて強く抗議した。その際、B 2に対し、A 1組合長及びA 3書記長が暴行を加えたとして、B 2は同月26日頃、両名を告訴した（以下これを「B 2事件」という。）。なお、本件は昭和51年11月30日不起訴処分となった。
- (5) B 2事件は、当時の緊張した労使関係にその対立を一層激化させることになった。これに前後して2～3回のストライキが行われたほか、校門横に組合旗5～6本が立てられ、校舎の1階から4階の北側の窓ガラス全部に2～3枚のビラが貼られ、特に1階の窓には隙間がないくらい貼られる状態であった。また、理事長及び副校長の自宅のブロック塀や裏口の勝手口のガラス、表門の柱、同校の姉妹校である青山幼稚園や青山女子専門学校の1階入口全部にビラが貼られた。生徒は、授業を放棄して廊下に座り込み、組合の先生と同じような要求をする等紛糾が続き、校内は騒然とした状態であった。
- (6) 昭和50年春闘は、6月8日労使間に協定が成立し、50%のベースアップが行われることで終結したが、労使の対立感情は解消されなかった。
- (7) 昭和51年3月の卒業判定の職員会議において、A 1が担任する被服科の一生徒は、1年時の3学期頃から欠席が目立ち、被服科の実技の作品ができていないため、2年から3年に仮進級していたが、3年3学期の卒業判定会議のときも上記作品が未完成であったことを理由に、理事長は同生徒を卒業させるべきでないと主張したのに対し、A 1は今ここで同生徒を突き放すと非行化傾向にあることを案じ、また家族からの願いなどから作品を完成するまで卒業を延期させて欲しい旨を述べ、理事長と意見が対立した。このため職員会議は3～4回に及んだ。

結局、同生徒は作品を完成させ、卒業式から2週間遅れて卒業した。
- (8) 昭和51年4月6日、理事長は同年度の校務分掌、学級担任決定の職員会議において、昭和41年以来学級担任を続け、教務部長を兼任していたA 1を学級担任からはずすこととした。その理由として、本年から教務部長には学級担任を兼任させない方針であると説明した。その際、A 1は、教務部長はやめても学級担任は続けたいと主張して対立し、このための会議は3回にも及んだ。このため始業式に学級担任を発表することができなかった。
- (9) 昭和51年春闘では、前年と同じく労使の対立緊張が続き、団体交渉もしばしば深夜に及ぶほどであった。5月7日の団体交渉は、午後5時半から翌日午前3時半まで続行された。学校側は組合に対し、理事も翌日の仕事に支障を来すので団体交渉の時間が制限されるまでは団体交渉を延

期するとして、それ以後8月まで団体交渉は開催されなかった。

- (10) この間、組合は学校側に団体交渉の開催を要求して、ビラを貼付したり、校門と玄関にストライキ決行中の立看板を立て、下校中の生徒にビラを配布したりした。7月中旬には、学校玄関前広場に約100名のオルグが集合し、拡声機で呼びかけ気勢をあるなどの抗議行動が激しく行われた。特に、A2は校内で理事長をさがし、見つけては激しい口調、態度で団体交渉を要求することがたびたびあった。その際、同人は校長室に無断で入室し、理事長の机をたたいて団体交渉を要求することもあった。
- (11) 6月にはいり、C1日教組副部長が労使間の斡旋を行い、また、7月には当労働委員会が同じく斡旋を行ったが、いずれも不調となって、解決をみるに至らなかった。
- (12) 昭和52年3月、組合は役員改選を行い、組合長にA4、副組合長にA5及びA6、書記長にA2をそれぞれ選出した。
- (13) 昭和52年度の校務分掌、学級担任を決定する職員会議において、理事長はA2が欠席している間に本人の意思に反して同人を学級担任からはずした。

3 普通科及び商業科の生徒募集停止の決定からA1及びA2に対する退職勧告までの経過

(1) 成美高等学校における生徒数の状況は、次の表のとおりである。

回生	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
年度	昭 39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
普通科	71 名	83	34	20	18	14	(募 集停 止)	15	28	15	20	18	23	14
被服科	141 名	163	146	93	105	74	60	93	63	61	62	50	64	71
商業科	名		86	77	63	78	47	65	66	45	74	36	46	47
入学生	212 名	246	266	190	186	166	107	173	157	121	156	104	133	132
全校生	212 名	458	724	702	642	542	459	446	437	451	434	381	393	369

(2) 昭和52年8月、被申立人は、理事会において、昭和53年度から普通科及び商業科の生徒募集を停止することを決定した。

被申立人が挙げる上記生徒募集を停止した理由は、次のとおりである。

ア 近くに新設された県立高校が昭和53年度から10クラス450名募集するため、その影響が及ぶこと。

イ 本校の創設に帰り、被服科で学校の特色を出したいこと。

ウ 学園紛争（50年、51年春闘時の紛争）で学校の評判が下がり、昭和52年度は普通科入学希望者7名で、やむなく他の科から8名を転科させて、普通科1クラスを編成した状態であること。

エ 商業科は100名募集しているが、実際には50名弱しか応募者がなく、近くの折尾商業高等学校と競合しており、普通科と同様に将来衰微するものと判断されること。

オ 従来、100名募集して70名前後入学している被服科を150名募集に増加し、100名以上の生徒を入学させて現在の2クラスを3クラスに増加すれば、職員の人員整理はしなくてすむはずであること。

- (3) 9月16日、上記理事会の決定に基づき、B3副校長は全職員に対し、昭和53年度は普通科及び商業科の生徒募集を停止することを発表した。

同月19日の団体交渉において、B3副校長は昭和53年度は人員整理の問題はないと発言した。また、11月に行われた団体交渉においても、理事長は同じような発言を行い、これに対しA1は、普通科及び商業科の生徒募集を復活すべきだと主張した。

- (4) その後、中学校を回った状況から、同年12月頃では、理事長らは当初予定していた被服科だけで100名以上の生徒を確保し、3クラス編成の目標は実現が難しく、2クラス編成がやっとだと感じ始めた。

- (5) しかしながら、同年12月26日の団体交渉においても、またその後昭和53年1月7日、B3副校長が全職員に対し、例年の定期異動を前にして一般的な退職勧告を行った際にも、被申立人は応募見込減による人員整理については何ら言及しなかった。

- (6) 昭和52年12月28日、学校の廊下でたまたまA3が理事長と会ったとき、理事長は同人に対し、「正月郷里に帰ったら結婚の件、生活指導部長の件、学校の将来のことを家族と話してくるよう。」と言った。

- (7) 同月31日、理事長は島根に在住するA3の姉に電話し、「A3の結婚を頼まれていたが、彼はB2事件等も起しており、世話しかねるのでそちらで探して欲しい。学校は将来の見透しが暗いのでそちらでよく相談してよい所があるなら考えて下さい。また、彼は生徒指導部長でありながら謹慎中の生徒に同情し旅行に連れていった。」等を話した。

- (8) 昭和53年1月2日、A3は家族と上記の件で話し合い、翌日A3の姉は理事長に電話で、「弟が組合活動をやっていたことを母に話すと高血圧症の母は嘆いて倒れた。それと結婚のことを考え、弟は組合を脱退して学校の再建に努力します。」と話した。

- (9) 同月4日、A3は帰福し、理事長に電話で、組合を脱退する旨を伝えた。

同月7日、A3は事務長に組合脱退届を見せ、その足で組合に脱退届を提出した。

さらに、同月中旬A3は後援会長及び理事長宅を訪ねて、過去の行き過ぎた組合活動を謝罪した。

- (10) 同月31日、副組合長A5ほか1名が組合を脱退した。

2月7日頃、A3は理事長に「B2事件等行き過ぎた組合活動をやり教育現場を混乱させて申し訳ない。」旨の誓約書を提出した。

- (11) 2月15日、B3副校長は全職員に対し、理事会で作成した昭和53年、54年、55年の授業時間の予想を説明し、授業時間が減少するので希望退職を強く望む旨の理事会の決定を伝えた。その内容は、英語、数学、体育等普通科目と商業科目の授業時間が大幅に減少するというものであり、専任教員17名中8名の組合員は主に両科目に集中しており、その影響は組合員に強く及ぶもので

あった。

(12) この頃から、組合は人員整理の問題に対して、具体的に取り組むこととなった。

(13) 3月4日、B3副校長はA1、A2、A5を個別に応接室に呼び入れ、「生徒減により授業時間数が少くなるので、3月いっぱいやめて欲しい。」と退職を勧告した。その際、同副校長はA1らに対し「校長とそりが合わんだろう。」とも言った。当時、A1は数学、A2は英語、A5は体育を担当していたが、これら教科にはそれぞれ2名の専任教員がおり、同人らのほかは、英語は組合員、数学、体育はいずれも非組合員であった。

(14) 同月7日、組合長A4ほか1名が組合を脱退し、翌日組合はA1を組合長に選出した。

同月12日には、さらに1名の組合員が組合を脱退し、組合員はA1とA2の2名だけとなった。

同日、A5は理事長に誓約書を提出した。

(15) A4は、組合脱退直後頃から理事長と頻繁に接触していたが、同月14日、A1及びA2に対し、「理事長に頼まれたのだが、2人とも穏便に退職してくれないか。」と退職の説得を試みた。

(16) 同月15日A6、16日A4及びA7は、「今まで行き過ぎた組合活動をやり学校に随分ご迷惑をかけた。これからは心気一転して学校の発展に協力します。」という趣旨の誓約書をそれぞれ理事長に提出した。

(17) 同月13日、22日、29日団体交渉が行われたが、A1らに対する退職勧告について、組合側はその撤回を求めたのに対し、学校側は「理事会の決定で変更する意思はない。」とするのみで、その具体的理由については何ら示さなかった。

29日の団体交渉において、学校側はA5に対する退職勧告を撤回する旨を伝え、その理由はもう一人の専任の体育教員が退職したためであるとした。

(18) 4月14日の団体交渉において、学校側はA1及びA2に対する退職勧告の理由として、

ア 授業時間数の減少により経営上専任教員を少くしていく方針であること。

イ 大部分の職員が両人を嫌っていること。

ウ 学校の方針に合わないこと。

エ 職員定数の縮小その他やむを得ない事由により職員の整理を要するとき（就業規則第43条第2項）に該当すること。

を挙げた。

4 昭和53年4月以降のA1及びA2に対する処遇等

(1) 昭和53年4月1日、B3副校長はA1及びA2に対し、両名は退職勧告中であるので、援業や校務分掌は一切持たせないと発言し、同日から現在に至るまで給与は他の職員と同じ取扱いを受けているが、一切の授業や校務分掌を与えていないほか、学校の行事の仕事も分担させていない。その理由について、被申立人は、「できるだけ早くやめてもらいたい。」「理事会の決定である。」とするのみである。

(2) 同月7日、被申立人は、職員室における教職員の机の配置換えを行った。これまでは、学年ごとにその配置が決り、その学年の教員の話し合いで各人の位置が決められていたが、当日はその配置はあらかじめプリントされており、A1及びA2の位置は、まわりが非常勤講師か空席であり、しかも両人を別々に離してあった。

(3) 4月の新学期からA4は、A1が担当していた教務部長と3年及び1年の学年主任、1年の学級担任を委された。

4月以降、被申立人は、合併授業やかけ持ち授業を増加し、援業時間数は減少した。また、専

任教員の平均持時間数は、昭和52年度では17.5時間であったが、昭和53年度では20ないし21時間となり、職員定数を縮小したため、もともと他校と比べ低い専任率は更に低いものとなった。

数学担当の専任教員が退職したが、その後は社会科担当の専任教員がこれを担当している。

第2 判断及び法律上の根拠

申立人は、被申立人がA 1及びA 2に対して昭和53年3月4日退職勧告を行ったこと並びに同年4月以降同人らに対し授業、校務分掌等の職務を与えていないことは、同人らの組合活動を理由にする不利益取扱いであり、また、被申立人が組合員の家庭に電話等で退職及び組合脱退を強要する等のことは、組合の運営に対する支配介入であると主張し、その救済として、同人らに対する退職勧告の取消し、従来どおりの授業、校務分掌等の職務を与えること、支配介入の禁止、陳謝文の掲示を求める。

一方、被申立人は、A 1及びA 2に対する退職勧告は、「本校運営規模の縮小—被服科中心の改編」という学校再建に伴う人員整理の一環として、教職員として不適格であることの故をもってなしたものであること、同人らに対し授業、校務分掌等の職務を与えないことは、同人らに対し退職勧告中であることによるものであること、A 3に対する被申立人の言動は、同人に対する全くの個人的好意から出たものであり、組合活動に対する支配介入の意思はないこと、及び組合員の組合脱退は同人らの自発的自主的な行為であり、被申立人の何ら関与するところではないこと、したがって本件救済申立はいずれも棄却されるべきであると主張する。

以下、これらについて判断する。

1 A 1及びA 2に対する不利益取扱いについて

(1) 被申立人のA 1及びA 2に対する退職勧告の措置と同人らに対し授業、校務分掌等を与えない措置について考えるに、同人らは未だ退職勧告を容認したわけではなく、しかも賃金の支給は他の職員と同様、従来どおりの取扱いを受けているとしても、職員としての地位が認められるならば当然与えられるべき業務が同人らの意思に反して与えられていないことは不利益取扱いであり、しかもこのことが同人らに対する退職勧告を理由にするものであって、他に特段の理由の認められない本件においては、これら措置は、退職勧告に基づく一連の行為であると判断する。

(2) 被申立人は、同人らに対する退職勧告は、「本校運営規模の縮小」に基づくものであると主張し、その理由として「本校の評価の低下による生徒数の減少、県立高校の新設による公立高校の収容人員増加により現状のまま放置すれば本校の入学生徒数の減少傾向は更に強まり、廃校に追い詰められるおそれも出てきた。そこで本校理事会は、学校創設時の精神に立ち返り（当時被服科として認可）被服科中心の女子教育学校という特色を有する私学としなければこの苦況は打開しえないとの結論にて普通科、商業科の募集を停止し、被服科3学級150名のみ募集としたのである。」とする。

これに対し、申立人は、「中学卒業生の数は57年を除いて年々上昇しており、生徒募集を停止する必然性は全くない。」とし、努力次第で学校の再建は可能であると主張する。

前記第1の3の(1)認定のとおり、成美高校の生徒数が次第に減少傾向にあることが認められ、被申立人が学校経営上の危機感をもっていったことは認めることができるが、最近の同校の生徒数の状況を数年前のそれと比較してみると、被申立人の主張する理由により生徒数が減少したものと断定することは難しく、しかも、昭和53年度被服科のみの生徒募集により生徒数を確保する方針も、被申立人の見込みを誤った事実からもうかがわれるごとく、昭和53年度生徒募集に際して、従来の方法を直ちに變更しなければならない客観的理由は乏しいのであり、更に商業科については生徒募集を停止しなければならない合理的理由は存しないのである。他方、申立人が主張する

中学卒業生徒数の増加が高等学校の生徒数の増加につながることは一般的には肯定できるが、同校の生徒数増加に直接つながるかは過去の事実からみても一概には認め難く、また努力次第で学校再建が可能であるとする主張も、具体性に乏しく規模の縮少を回避しえた理由にはならない。

以上のごとく被申立人の「本校運営規模の縮少——被服科中心の改編」は極めて不確実な見込みのもとに行われたものであり、しかも被申立人は組合に対し当初は人員整理の必要性はないと説明しながら、結局、人員整理に及んだことを考えれば、生徒募集停止が被申立人の理事会決定事項であるとしても、その実施によって人員の削減など職員の労働条件に及ぼす影響の生ずることでもあり、その実施に当っては、組合と協議するなど慎重を期すべきところ、被申立人の措置にはかかる配慮は認められず非難をまぬがれないが、結局のところ、本件人員整理は被申立人の見込み違いによる生徒数の減少に起因する規模の縮少によるものと認めざるをえない。

- (3) 被申立人は、A 1 及び A 2 に対する退職勧告の措置は、同人らが教職員として不適格であることによるものであるとし、その理由として、校務に対して非協力であると、他の職員との協調性に乏しいことなど学校の方針に合わないことであるとする。

被申立人は、これらの理由に該当する事実として、前記第 1 の 2 の (4)、(7)、(8) 及び (10) (A 2 に関する事実) 認定の事実を挙げるが、これらの事実をもって、同人らを学校から排除しなければならない程度の事由とは認め難く、その他被申立人の主張する理由は抽象的で具体性に乏しく、同人らを学校から排除する事由とは認められない。また、前記判断のごとく同人らに対する退職勧告が規模の縮少によるものであるとしても、他の教職員と比較して特に同人らが対象とされるべき資料は存しないのである。

したがって、被申立人が同人らを教職員として不適格とする真の理由は、前記第 1 の 3 の (13) 認定のごとく B 3 副校長が同人らに対し退職勧告を申し渡した際の同副校長の発言からもうかがわれるように、同人らが組合活動の中心となって、理事長と激しく対立し、また、理事長の方針に反対してきたことにあるとみるのが相当である。

- (4) 被申立人が普通科及び商業科の生徒募集を停止し、被服科のみとしても人員整理の必要性はないと説明しながら、現実には人員整理を実施するに及んで、A 1 ら 3 名に退職勧告を行い、最終的には組合にとどまった A 1 及び A 2 に対しては前記勧告を固執し、これが受け入れられないことを理由として授業、校務分掌等の職務を与えない措置を行った被申立人の真の意図は、同人らの組合活動を嫌忌し、同人らを学校から排除することにあつたと判断せざるをえない。

被申立人は、同人らの組合活動が行き過ぎであると非難するが、そのような事実が認められるとすれば、その都度その非を指摘し、その責を求むべきであり、あるいは労働委員会の斡旋等により正常な労使関係の確立に努めるべきところ、被申立人は生徒数の減少を理由に、同人らのかかる行為をとらえて、同人らに対し前記措置を行ったことは、結局労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為といわなければならない。

2 組合の運営に対する支配介入について

被申立人は、理事長の A 3 に対する言動は個人的好意から行ったものであり、また、組合員の組合脱退については自発的自主的行為であって、何ら関与するところではないと主張する。

しかしながら、前記第 1 の 3 の (6)、(7) 及び (8) 認定の事実を総合すると、理事長は A 3 及び同人の姉に対し、同人の組合活動に言及し、同人に対し不利益の招来することを示唆して組合脱退を慫慂したものであることが推認され、更にこのことは前記第 1 の 3 の (9) 認定の同人の帰福後の行動や理事長に対し誓約書を提出している事実によっても裏付けられる。また、A 3 の組合脱退後、約 2

箇月間にA 1及びA 2を除く組合員がことごとく組合を脱退し、A 3と同旨の文書を理事長に提出している事実は、学校における人員整理が実施されることが明白となった事情のもとで、前記A 3の行動に誘発されて行った行動と判断される。

被申立人は、理事長のA 3らに対する言動は個人的好意に基づくものであり、組合活動に対する支配介入の意思はないと主張するが、理事長の同人に対する行為は、人員整理の実施が濃厚となった時期において、最も個人的に問題の多い同人を対象として組合脱退を働きかけたものであり、同人の行動に誘発されて他の組合員も同じ行動に出たことを考えれば、理事長の主観的意図の如何にかかわらず、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、本件救済としては主文をもって相当と思料し、陳謝文の掲示については、本件不当労働行為の遠因となった昭和50年以來の当該労使間における紛争の激化は、労使双方の不慣れに起因するものもあると考えられるので、これら労使間の事情を総合的に勘案して、これを棄却する。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和54年2月1日

福岡県地方労働委員会
会長 副 島 次 郎